

令和7年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画

令和7年3月25日

中部地方整備局コンプライアンス推進本部

平成28年度に発生した2件の不正事案（以下、「平成28年度不正事案」という。）を受けて設置した「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」は、強い危機感を持ってこれまでのコンプライアンスに関する取組の点検等を行い、事実経過や職員からの意見等を考察しその発生要因を徹底的に分析した上で、二度とこのような不正事案を起こさせないため、①職員のコンプライアンス意識の一層の醸成、②「事業者等」との接触に関するルールの強化、③風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり、④入札契約関係の情報管理の徹底、という四つの柱から構成される再発防止策を平成29年3月14日に取りまとめた。中部地方整備局は、平成29年度よりこれらの再発防止策を踏まえた、「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を毎年度策定し、強い決意を持って実行していくことで損なわれた国民からの信頼を回復し地域の信頼を取り戻すため、真摯な行動を積み重ねてきた。

しかし、そのような中、令和4年度に、中部地方整備局発注の資材調達等に関して、名古屋港湾事務所の元事務所長が入札談合等関与行為防止法違反等の容疑で逮捕される事案（以下、「令和4年度不正事案」という。）が発生した。これを受けて、外部有識者からなる第三者委員会「中部地方整備局発注の資材調達等にかかる不正事案再発防止対策検討委員会」を設置し、事実関係の把握や原因の究明、再発防止策の検討が行われ、令和5年6月30日に①予算執行との関係、②情報管理、③内部通報への対応、④進捗管理・検査体制、⑤研修の実施の五項目からなる再発防止策の報告書を受け、これを踏まえ、さらに⑥独自の改善策を加えた再発防止策を令和5年8月10日に取りまとめ、併せて推進計画の改正を行った。

令和7年度においては、平成28年度及び令和4年度不正事案にかかる再発防止策を踏まえた取組を継続し、すべての職員が一丸となって以下の取組を推進するものとする。

1 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成

(1) 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成

①事案の事実経過等の職員周知

職員一人ひとりが、平成28年度不正事案及び令和4年度不正事案を身近な教訓として認識し、危機意識を持って行動していくために、引き続き事案毎の事実経過等の周知を図る。

更に、事案を風化させることなく教訓として継承していくため、端緒を含む要因や事実を教材に掲載し、研修等で活用する。

②コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンス意識の啓発を促すため、発注担当職員に係る業務全般についての各種法令違反も併せて、他の不祥事事例などの情報を適宜事務所等に提供する。

(2) コンプライアンス宣言等

①「コンプライアンス宣言」の掲示（組織・管理職員）

中部地方整備局において、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を恒常的に持ち、その信念が事業者等来庁者にも理解されるよう、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、玄関や受付、会議室など職員及び来庁者の目に付く箇所へ掲示する。

また、コンプライアンスの取組を率先垂範し組織風土を変えていく必要がある管理職員については、「コンプライアンス宣言」に直筆で署名し、執務室の部下職員等が目に付く箇所に掲示し、常にコンプライアンス意識を高く持って職務にあたることとする。

②コンプライアンス携帯カードの携行徹底

職員一人ひとりが、国土交通省職員としての自覚と二度と不祥事を起こさないという信念を常に持って業務を遂行していくために、「コンプライアンス宣言」を付加したコンプライアンス携帯カードの携行を徹底する。

③コンプライアンス・メッセージの発出

コンプライアンス意識の高揚と徹底を図るため、職員のクライアントパソコンにコンプライアンス・メッセージを表示するとともに電子掲示板等へ掲示を行う。

(3) 研修等における講義の実施

①研修・講習の質的な充実

コンプライアンスの研修や講習などの取組は、職員の気づきや振り返りの機会となるので、全職員のコンプライアンス意識の浸透を図るため、全職員が、研修や講習等で年1回以上コンプライアンス講習を受けるように、全ての職員を対象に講習会を実施すると共に、中部地方整備局で実施する計画研修において、コンプライアンスに関するカリキュラムを設け、不正事案毎の事実経過及び不祥事発生時のリスク等、関係法令に関する知識の付与等についての講義（自習も含む）を実施する。

講習内容も平成28年度不正事案及び令和4年度不正事案に加え、他のコンプライアンス違反事例、再発防止に向けての取組、ハラスメント等について説明し、更なる職員のコンプライアンス意識の醸成を図る。

併せて、職務の階層や内容等に応じて、発注担当職員に係る業務全般について各種法令遵守も併せて留意すべき課題等を具体化した内容で研修・講習を実施する。職員が自らのこととして実感できるようロールプレイ方式による研修方法についても検討する。

また、講習にあたっては、より効果的なコンプライアンス意識の向上及び取組のマネリ化防止を図るため、外部講師を積極的に活用していくとともに、録画映像のオンデマンド配信の活用等により受講者に配慮した取組としていく。

②事務所長等を対象としたコンプライアンス講習の充実

事務所長等は、コンプライアンス推進責任者であり、公私にわたり高いコンプライアンス意識を保持し行動することが求められるところであるが、令和4年度不正事案は事務所長が起こした事案であることから、事務所長等を対象として、不正事案を題材にしたコンプライアンス・ミーティング及び外部講師を活用したコンプライアンス講習を実施する。

③新規採用職員等のコンプライアンス意識の早期醸成とフォローアップ

新規採用（期間業務職員含む）・中途採用職員・地方公共団体からの出向者等に対して、年度当初等の配属のあった時期に、平成28年度不正事案及び令和4年度不正事案の概要、発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程の概要、コンプライアンス推進計画等の基礎的な知識についての説明を行い、中部地方整備局職員としてのコンプライアンス意識の醸成を早期に図る。

また、配属等からおおよそ半年経過後に、コンプライアンス意識の浸透状

況の確認、意識や知識の底上げを図るフォローアップを行い、コンプライアンス意識の定着を図る。

④コンプライアンス・ミーティングの実施

コンプライアンス・ミーティングは、職員相互間で意見を出し合うことにより、コンプライアンス意識の醸成やコミュニケーションの強化を図る上で優れた手法であり、テーマの設定及び実施方法について、役職、年齢等の属性毎の特性に応じ、より理解が深まるよう工夫して実施する。

テーマの設定においては発注者綱紀保持規程の事例にとどまらず、風通しの良い職場づくりや情報管理に関するテーマなどを幅広く設定し、広い意味でのコンプライアンス意識の向上につなげていく。

⑤e-ラーニングの実施

公務員倫理や発注者綱紀保持に関する職員の知識と認識を向上させるため、職員が自席においていつでも必要な知識を習得することができるe-ラーニングを実施する。

なお、理解度が低い項目に関しては、コンプライアンス・ミーティングや研修等で重点的にフォローアップを行い、更なる知識と認識の向上を図る。

(4) コンプライアンス指導者の育成と活用

①コンプライアンス指導者に関する研修の充実

コンプライアンスの取組を拡充していくため、国土交通大学校の指導者養成研修に加え、コンプライアンス推進室メンバーの職層を対象とした整備局独自の指導者養成研修を開催し、コンプライアンス指導者として必要な知識の習熟を図る。

②コンプライアンス指導者の活用方法の検討

各種コンプライアンスの取組における、現行のコンプライアンス・インストラクター及び各種研修を受講した指導者の役割や体制、活用方法について現状を踏まえたより有効なものとなるよう検討を行う。

2「事業者等」との接触に関するルール強化

(1) 事業者等との飲食に関するルールの徹底

①事業者等との飲食の届出

事業者等との勤務時間外の飲食ルールを十分に徹底していくために、管理

職員等が事業者等と飲食した場合には、飲食の金額に関係なく、事後に、相手方事業者等の氏名、日付、場所、金額等を書面により届け出ることを徹底する。

(2) 事業者等との応接ルールの徹底の継続

① オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保

事業者等との応接にあたっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かないようにすべきであり、原則として受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により対応することを引き続き徹底する。

また、少人数官署においても、受付名簿を備え、企業名、氏名、理由等の記入を求めた上で応接することを徹底する。

② 事務所長等の応接状況の組織的把握

事業者等が、事務所長等を訪問する際のアポイント受付窓口を総務担当等に一元化し、総務担当等を経由した上で応接することを原則とすることにより、組織として応接状況を把握できるようにする。

また、事業者等の執務室への自由な出入りを制限する。

(3) 事業者等へのルールの遵守の要請

① 事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等

事業者等に対し、「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」の周知を継続するとともに、従業員がルールに反する働きかけ等を行わないよう指導するなど、各社のコンプライアンス体制の確立や取組の一層の推進を要請する。併せて、事業者等のコンプライアンス意識の向上を図るため、国家公務員倫理規程等で定められている具体的なルール等について、事業者等を対象とした講習会を実施する。また、事業者等に対して、職員から金品の要求等不適切な行為がなされた場合の通報窓口の周知や通報協力の要請を行う。

② 有資格業者への競争参加資格認定通知時の周知

競争参加資格の認定通知時等の機会に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知する。

③ リーフレットの掲示の徹底

各所属のカウンター等、全ての応接対応箇所に、発注者綱紀保持規程に定

める応接ルール等の取組を記載したリーフレットの掲示を引き続き徹底する。

④退職準備セミナーにおけるコンプライアンス研修の実施

退職者が再就職によって「利害関係者」となり、不正事案に関係することもあるから、退職後においても法令を遵守するように、退職準備セミナーにおいて、コンプライアンス意識を堅持するよう、不正事案を題材にしたコンプライアンス研修を実施する。

3 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

(1) 事業者等との組織的対応《事前対応》

①事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制

部長、事務所長等を補佐する立場にあり、日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所のコンプライアンス推進室長をはじめとするコンプライアンス推進室メンバーは、職員の相談相手となり組織的対応が図られる体制をとる。

相談相手となるコンプライアンス推進室メンバーと所属職員は、日頃から相互にコミュニケーションの充実を図るように心がけ、各部長、事務所長等の指導の下、職員が抱えている課題を定期的に直接聞き取るなど、早期に組織として把握し、適切に対応する。

(2) 内部報告（内部通報）の匿名性確保等

①匿名性を確保した報告方法の周知

不正行為を見知った職員がためらうことなく報告できるよう、内部報告制度の重要性、及び報告から調査段階まで報告者の匿名性を確保した報告システムであることの周知を図る。

②内部報告を行った職員の保護

内部報告担当者は、内部報告を行った職員に対し、当該内部報告を行ったことを理由に不利益な取扱いをすることのないよう徹底する。

③内部報告の第三者委員会への報告徹底

対応マニュアルを改正し、内部報告があった場合、内容の如何に拘わらず、コンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザリー委員会（弁護士を含む第三者委員会）に報告し、報告内容や調査方法等について助

言を受け、対応する。

また、年度当初及び内部報告担当者が異動の際に、研修を実施する。

(3) 事業者等との組織的対応《事後対応》

①端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の継続

国家公務員倫理規程を守らせる組織的な対応を確実に実施できるように、コンプライアンス推進室長（事務所の副所長）を中心とした体制を継続し、端緒段階での対処方法を予め職員に指導するとともに、事業者等に対して、適正に対応できるようにする。

(4) コンプライアンスに関する取組における職員の保護

コンプライアンスに関する取組において、職員が適正に業務を執行しているのにも拘わらず、アカウンタビリティの要請を超える逸脱した要求や人権侵害の疑いがあると思われる行為が発生した場合は、速やかに情報共有し、組織として対応する。

4 入札契約関係の情報管理の徹底等

(1) 入契委員会の運営や入札契約方式の見直し

①入契委員会の構成員の限定化

業務上、技術評価点を知る必要のない工事発注担当課長は、公告文審査段階の入契委員会のみ出席することとし、構成員を限定化する。

また、入契委員会資料のマスキングを徹底する。

②技術評価点の審査時期の後倒し

入札前には技術評価点に関する情報を知り得ないよう、入札後の入契委員会で技術評価に関する審査を実施することを徹底する。

③同時提出方式の適用工種等の拡大の試行継続

高知談合を踏まえた本省通知により、同時提出方式は、事務所で発注する施工能力評価型の3億円未満の一般土木C等級の工事に適用することとなっているが、全工種への適用拡大の試行を実施する。

また、本局で発注する全工種の工事においても同時提出方式の適用拡大の試行を実施する。

④「オーダー型調達」分類の導入

事務用品等、一般的に流通している物資・資機材等以外の調達を新たにオーダー型調達に分類する。

オーダー型調達における技術的要件等の条件明示を行い、個別に見積もりを依頼する等、見積もりのルールを徹底する。

見積もりの条件及び見積もり額の妥当性を入札契約手続運営委員会等で確認する。

⑤入札監視委員会審議事案の追加

入札監視委員会の審議事案は、委員により無作為に抽出されているが、中部地方整備局長が審議を要すると認めた事案を審議事案に追加する。

(2) 情報管理の徹底

①予定価格等の積算にかかる厳格な情報管理

情報管理責任者であっても、入札締切日以前に予定価格等が把握できないよう改良した積算システムを運用して、情報管理を徹底する。

②技術審査データの厳格な管理

本局における技術審査データ（技術資料、技術提案書）の管理を一元化するために技術審査支援システムを運用し、審査のプロセス毎にアクセス権限を付与することとし、併せてアクセスログ保存等を行うことでセキュリティ強化を徹底する。

③技術提案書の厳格な情報管理

事務所等における技術提案書の厳格な情報管理のため、担当職員に技術提案書の情報管理の重要性を認識させるとともに、本局から事務所等への技術提案書の送達及び事務所等における管理、処分等の取扱いについて、厳格な情報管理を徹底する。

④情報管理総括責任者等の情報管理の徹底

情報管理総括責任者は、組織としての情報の適切な管理、秘密保持に責任をもつが、一方で情報の利用（アクセス）権限がないこと等、役割を再整理、周知徹底する。また、発注担当職員に対し、年度当初に発注者綱紀保持マニュアルに定める「情報管理責任者・業務上取り扱う者指定簿兼アクセス制限フォルダ管理簿」により情報の管理及びアクセス権の範囲を認識させるとともに、新たに発注担当となる職員に対して、発注者綱紀保持規程に定める情

報管理のルールに関する研修を実施する。

発注担当職員に対して、担当外の職員から情報を求める行為についても、いわゆる「不当な働きかけ」としての報告対象とし、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底する。

なお、職員が不当な働きかけを行った事業者等に対して、「応じられない」旨及び「記録・公表される」旨を伝えた際に、事業者等が発言を取り消した場合等についても、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底する。

(3) 積算と技術審査・評価の分離

①本局発注工事における分離体制の確保

本局発注工事において、技術提案書の評価を専門の技術審査担当部署で行い、引き続き、積算と技術審査・評価の分離体制を確保する。

(4) 予算執行の見える化と共有

予算の執行について、局幹部・事務所長が年度当初から四半期毎に進捗確認を行い、繰越・不用の可能性のある状況について把握・共有する。

局長より職員向けに、予算の不用については職員個々の責任ではなく組織的に判断されるべきものであり、不相当なプレッシャーを感じる必要はない旨の、予算執行の意識を改革するためのメッセージを発出する。

(5) 進捗管理・検査体制

①監督・検査のWチェック体制の徹底

オーダー型調達に監督職員を任命し、監督・検査のWチェック体制を徹底する。

②DX技術の活用

オーダー型調達において、出来形管理、写真管理等に関する必要な書類を仕様書に規定する。

オーダー型調達等において、3次元データで算出した総量により、変更設計書の精算数量の妥当性を確認する。

5 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) 再発防止策のフォローアップ

再発防止策を踏まえたコンプライアンス推進計画に基づく取組の進捗状況や効果等を、事務所単位で開催する講習会の際の確認や以下に掲げる取組

によって検証し、必要な見直しを行う等、適切にフォローアップを行う。

なお、「事業者等との飲食の届出」については、各事務所の状況を定期的に推進本部会議へ報告する。

(2) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

コンプライアンス推進責任者からの取組状況に関する報告の聴取やコンプライアンス推進室長（副所長等）による自己点検により取組の実施を図る。また、取組の中で創意工夫ある取組等を各事務所のコンプライアンス推進責任者等と情報共有することにより、事務所等における主体的な取組の促進を図る。

また、前年度のコンプライアンスに関する取組の結果について、ホームページで公表し、引き続き透明性の確保を図る。

(3) 取組の効果検証

コンプライアンスの取組に関する職員へのアンケート調査を実施し、取組の効果についての検証を行うとともに、今後の取組の改善に繋げる。

(4) 監査機能の充実

再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を、引き続き一般監査実施計画の監査項目に加え、内部監査を実施する。監査結果については、内容を十分精査の上、コンプライアンス推進の取組等へ適宜反映を行う。

6 その他

(1) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑制効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、引き続きホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る。

7 コンプライアンス推進体制

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進・保持を効果的・効率的かつ自律的に推進するため、局長を本部長とする中部地方整備局コンプライアンス推進本部及び推進本部決定により、本局及び各事務所（管理所）に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス推進体制を継続する。

また、再発防止策に基づき、以下の体制を継続する。

- (1) 発注者綱紀保持担当者として、適正業務管理官と事務（管理）所長を配置。
- (2) 本局及び事務所の幹部が相談相手となり、組織的対応が図られる体制の確立。
- (3) 端緒段階で不正を摘み取るために、コンプライアンス推進室長（事務所の副所長等）を中心とする体制の確立。

適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導・調整や関係機関との対外的な調整等を行う。

また、外部有識者で構成される中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を受けながら、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制を堅持する。